

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和6年12月17日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について	2
2 旧入谷南小学校跡地周辺区民への避難所に関する対応について	4
3 医療機関への無線機器（公共安全モバイル）の導入について	6
4 令和6年度足立区総合防災訓練の実施について	8
5 令和6年度足立区防災会議の開催について	12
6 女性あだち防災リーダー意見交換会の実施報告について	14

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年12月17日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	<u>危機管理部</u> 危機管理課
内 形	<p>アレフ（オウム真理教）対策について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 オウム真理教対策関係市区町連絡会（会長 足立区長）による法務大臣・公安調査庁長官への要請行動について</p> <p>(1) 日 時 令和6年12月13日（金）午後5時30分</p> <p>(2) 場 所 法務省及び公安調査庁</p> <p>(3) 出席者 オウム真理教対策関係市区町連絡会加入自治体代表 各オウム真理教対策住民協議会代表 各オウム真理教対策議員連盟代表 足立区議会議長 足立区町会・自治会連合会長</p> <p>(4) 主な要請内容 ア 観察処分の期限撤廃 イ 団体の活動に対する規制強化 ウ 再発防止処分の実効性の確保と処分違反行為への厳正な対処 エ 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨をめぐる問題が大きな社会不安に発展しないよう万全を期すとともに立法措置を講じること</p> <p>2 オウム真理教対策関係市区町連絡会意見交換会について</p> <p>(1) 日 時 令和6年12月13日（金）午後2時00分</p> <p>(2) 場 所 銀座ブロッサム（中央区銀座二丁目15番6号）</p> <p>(3) 内 容 ア 第1部 市区町連絡会担当者による意見交換 イ 第2部 公安調査庁による現況報告</p> <p>(4) 出席者 市区町連絡会加入自治体代表</p> <p>※ 意見交換会終了後、法務大臣及び公安調査庁長官への要請行動を行った。</p>

3 区内アレフ施設に対する公安調査庁の立入検査について

(1) 実施日

令和6年10月22日(火)

(2) 検査場所

足立入谷施設(足立区入谷所在)

(3) 検査結果概要(公安調査庁のホームページより)

ア 公安調査官の動員数は29人。このうち施設内に立ち入った調査官は23人。

イ 施設内に麻原の写真や麻原の説法を収録した教材等が多数保管されていることを確認した。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年12月17日

件名	旧入谷南小学校跡地周辺区民への避難所に関する対応について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、防災対策担当課 都市建設部 道路公園整備室 道路公園管理課
内容	<p>旧入谷南小学校跡地周辺区民への避難所に関する対応について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 近隣自治体（川口市）の避難所利用等について</p> <p>(1) 協定による避難所利用の確認</p> <p>災害協定に基づき、災害時に入谷地域の区民が朝日東小学校など川口市の避難所（指定避難所90か所）を利用すること等について、訪問の上改めて協力を依頼し、川口市から了承を得た。</p> <p>川口市の避難所は、アルファ化米やビスケット、毛布や簡易トイレなどを備蓄している</p> <p>(2) 地元避難所運営者へのお願い</p> <p>入谷八丁目、九丁目の区民の利用が想定される川口市の避難所は、朝日東小学校等である。区の依頼を受け、令和6年10月31日の地元避難所運営者との会議において、川口市危機管理課長から災害時の足立区民の避難所利用についての協力をお願いの上、快く了承いただいた。</p> <p>【周辺地図】</p> <p>朝日東小学校</p> <p>旧入谷南小学校</p>

2 民間施設における避難所利用

入谷地域周辺の避難所機能を補完する民間施設の活用を検討する中で、大型民間施設の協力が得られたため、発災から数日間の避難所として利用できるよう、今年中の協定締結に向けて進めていく。

主な協定検討内容		
NO.	項目	内容
1	災害の種類	水害及び震災
2	利用想定部分	1階（約320㎡）及び 2階（約250㎡）フロアの屋内
3	備蓄品の保管場所	施設敷地内に設置予定で検討中
4	運営方法	現在検討中

3 近隣公園への避難所設置要望

以下の2つの理由により、避難所設置は難しい。

- (1) 都市公園法第4条において、建築物の建築面積総計の公園敷地面積に対する割合は原則2%以内と定められているが、避難所を目的とした建築物は認められていない。避難所を設置する場合は、新たな用地を確保しなければ設置出来ない。
- (2) 近隣公園の全ては災害時一次仮置場候補地となっており、災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することとなっている。

※ 避難所設置要望があった公園

入谷中丸公園、入谷砂原めいろ公園、入谷七丁目公園、入谷八丁目公園

【周辺地図】



4 今後の対応

旧入谷南小学校跡地は、地域内輸送拠点や備蓄倉庫を有する災害拠点施設として整備するため避難所機能は有さないが、引き続き周辺避難所をはじめ、近隣自治体や協定先等と連携し周辺区民の安全・安心の確保に努める。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

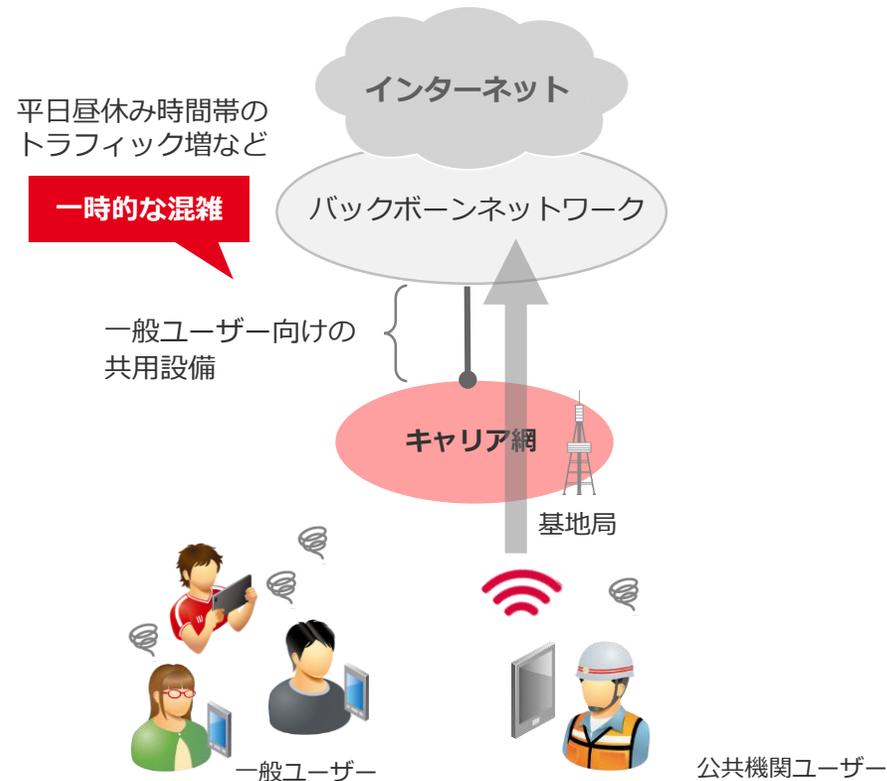
令和6年12月17日

件名	医療機関への無線機器（公共安全モバイル）の導入について												
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課												
内容	<p>医療機関への無線機器（公共安全モバイル）の導入について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公共安全モバイル導入の経緯</p> <p>令和6年度当初より、MCAアドバンスを導入する予定であったが、サービス提供者より事業の終了の報告を受けたため、代替機器を検討していた。</p> <p>検討の結果、公共機関向けの専門設備を通して通信できる公共安全モバイルを医療機関へ導入したい。</p> <p>※ MCAアドバンスとは 携帯電話網のIP無線と、独立した通信のMCA無線の両方の機能を有するスマートフォン形状の通信機</p> <p>2 公共安全モバイルについて（別紙1）</p> <p>(1) 携帯電話網を使用するIP無線の一種で、専用のSIMを利用することで、公共機関向けの専門設備を通して通信できるサービスである。</p> <p>(2) 公共安全モバイルは、一般ユーザーと異なる設備を使用することで、通信が安定し、繋がらなくなる可能性が低いため、公共機関における確実かつ円滑な通信が実現できる。</p> <p>(3) 総務省においても重要な情報通信手段と位置付けられている。</p> <p>3 導入医療機関</p> <p>(1) MCAアドバンス導入予定台数と同数を導入する（60台想定）。</p> <p>※ 既存の無線設置機関に加え、救急指定医療機関で未設置病院へ配備</p> <p>(2) 導入費用</p> <table border="1" data-bbox="395 1563 1474 1653"> <tr> <td>ア 公共安全モバイル</td> <td>5年合計</td> <td>23,650,200円（60台）</td> </tr> <tr> <td>イ MCAアドバンス</td> <td>5年合計</td> <td>64,480,200円（60台）</td> </tr> </table> <p>4 導入スケジュール(予定)</p> <table border="1" data-bbox="427 1749 1458 2078"> <tr> <td>令和6年12月～ 令和7年1月</td> <td>① 災害・オウム対策調査特別委員会報告 ② 医療機関への説明</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月下旬</td> <td>総合防災訓練で医療機関との無線（公共安全モバイル）検証訓練実施</td> </tr> <tr> <td>令和7年度中</td> <td>① 無線（公共安全モバイル）導入開始 ② 医療機関等以外の施設への導入機種検討</td> </tr> </table>	ア 公共安全モバイル	5年合計	23,650,200円（60台）	イ MCAアドバンス	5年合計	64,480,200円（60台）	令和6年12月～ 令和7年1月	① 災害・オウム対策調査特別委員会報告 ② 医療機関への説明	令和7年1月下旬	総合防災訓練で医療機関との無線（公共安全モバイル）検証訓練実施	令和7年度中	① 無線（公共安全モバイル）導入開始 ② 医療機関等以外の施設への導入機種検討
ア 公共安全モバイル	5年合計	23,650,200円（60台）											
イ MCAアドバンス	5年合計	64,480,200円（60台）											
令和6年12月～ 令和7年1月	① 災害・オウム対策調査特別委員会報告 ② 医療機関への説明												
令和7年1月下旬	総合防災訓練で医療機関との無線（公共安全モバイル）検証訓練実施												
令和7年度中	① 無線（公共安全モバイル）導入開始 ② 医療機関等以外の施設への導入機種検討												

平常時にも一般ユーザーによる設備混雑の影響を受けにくい、データ通信環境

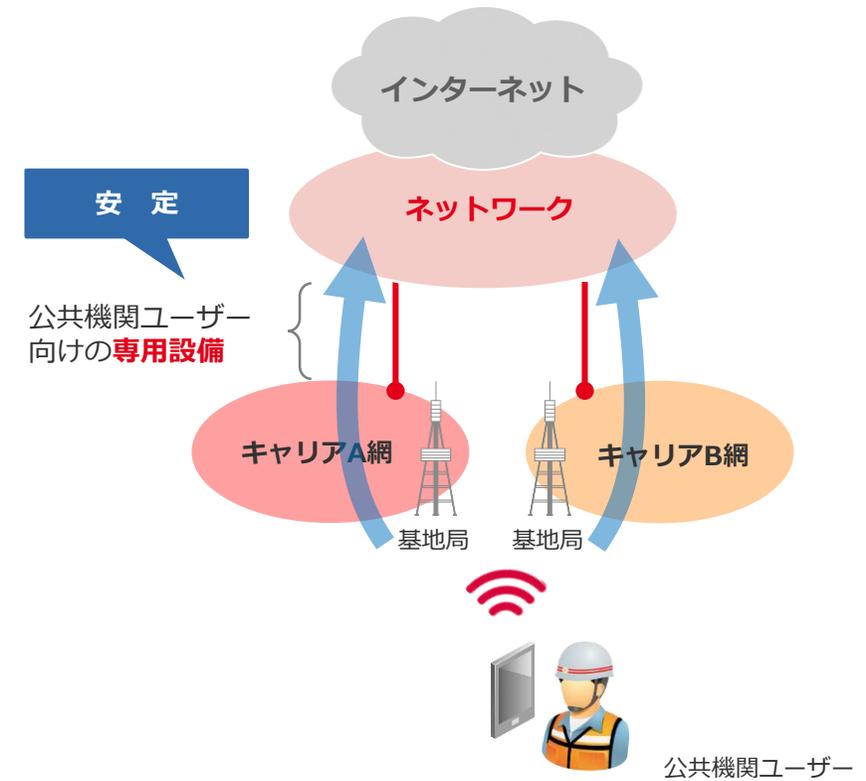
一般的な法人モバイルサービスの例

共用設備のため、予期せぬトラフィックの集中などにより、一時的に通信がつながりにくい状態になる場合があります。



公共安全モバイルサービス

公共機関向けの専用設備を設置することで、設備混雑の影響を受けにくくなり、安定したデータ通信が可能になります。

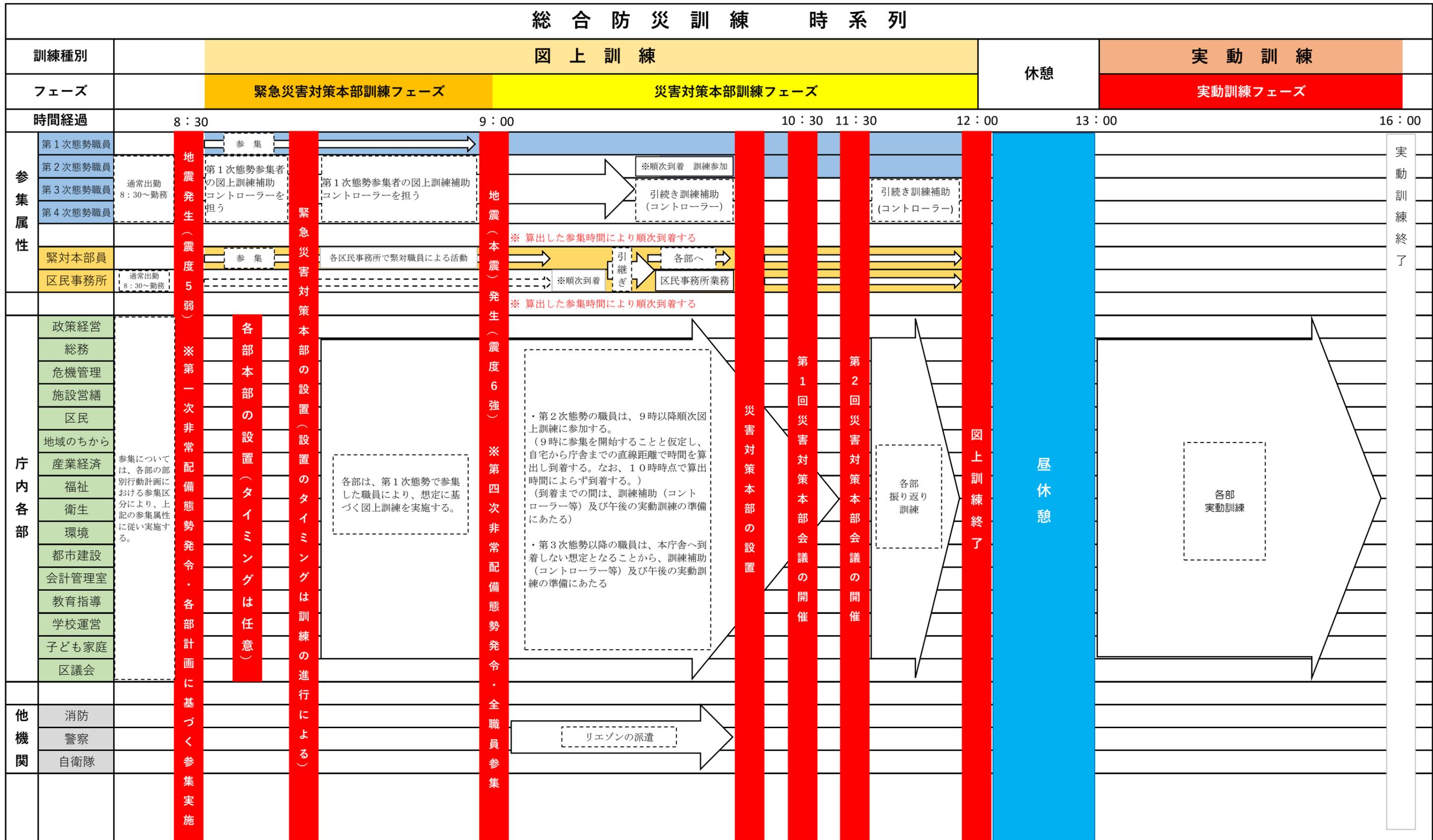


災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

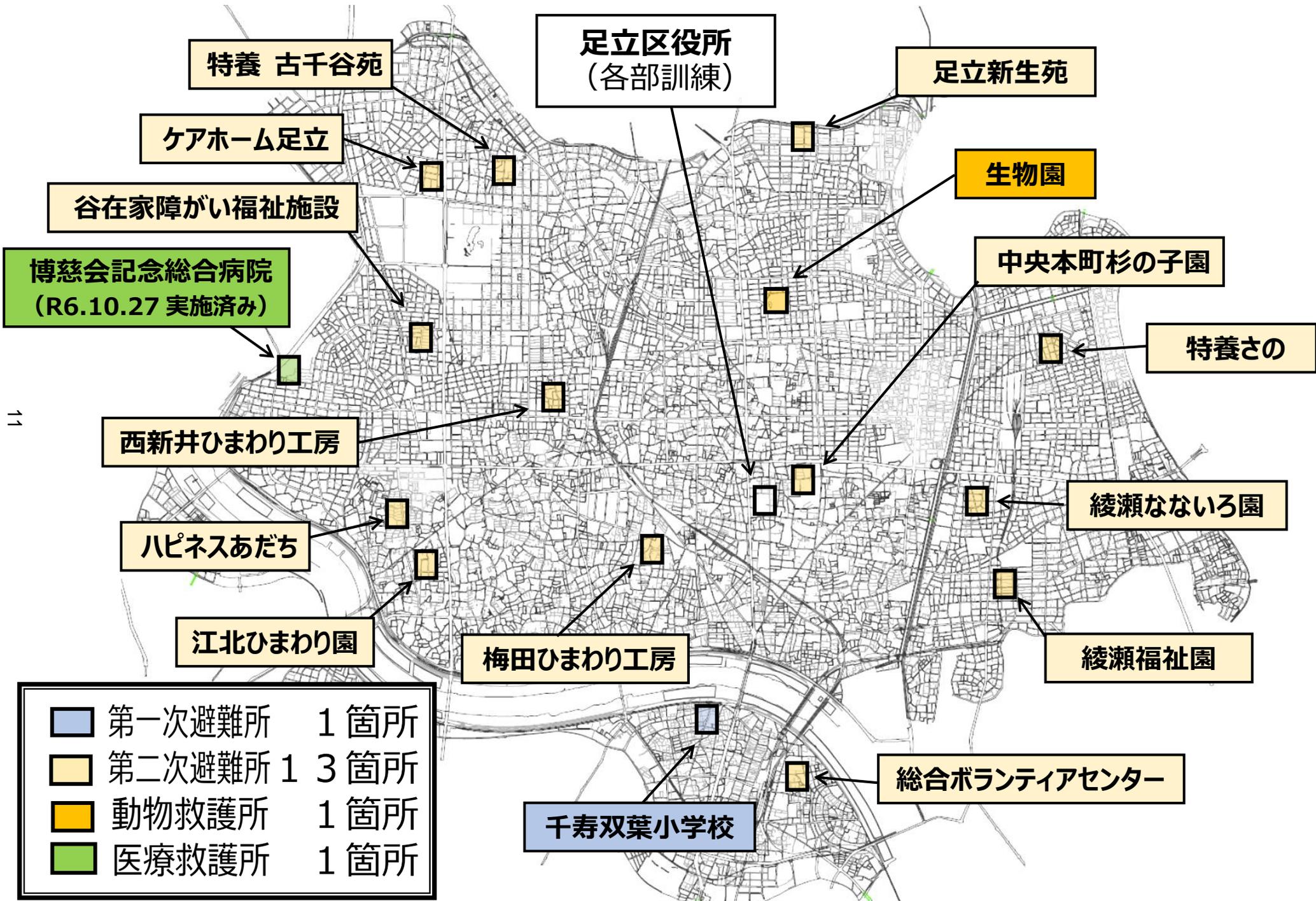
令和6年12月17日

件名	令和6年度足立区総合防災訓練の実施について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、防災力強化担当課
内容	<p>令和7年1月25日（土）に実施する令和6年度足立区総合防災訓練について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 今年度は、令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、冬季の休日 に実施する。また、本訓練では前震と本震の2段階で地震を発生させ、異なる参集区分の人員による初動体制の確保など、実災害に即した対応とする。</p> <p>(2) 昨年度実施した総合防災訓練等の各種訓練の結果を踏まえ、午前（図上訓練）、午後（実動訓練）の二部構成とする。</p> <p>2 日時</p> <p>令和7年1月25日（土）</p> <p>(1) 第1部：図上訓練（参集訓練を含む） 午前8時30分から午前12時00分まで</p> <p>(2) 第2部：実動訓練（協定締結機関との連携訓練を含む） 午後1時00分から午後4時00分まで</p> <p>3 訓練目的</p> <p>(1) 限られた人員での初動体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 緊急災害対策本部員の参集及び対応能力の強化 イ 各部本部員の参集及び各部本部の早期立ち上げと運用体制の強化 <p>(2) 発生時期に準じた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 冬季に発生した災害への対応 イ 夜間に向けた体制の確保 <p>(3) 災害情報システムの運用要領の習熟</p> <p>4 訓練の詳細</p> <p>(1) 図上訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 緊急災害対策本部員の参集及び情報収集訓練 各緊急災害対策本部員が、自宅から参集先区民事務所まで参集し初動体制を確保するとともに、担当エリア内の災害情報の収集を行う。 また、その後参集してきた正規の区民事務所職員へ申し送りを実施し、自己所属の部本部へと合流する。

	<p>イ 各部本部員の参集及び部本部の立ち上げ、運用 各部の第一次非常配備態勢、第二次非常配備態勢と異なる参集区分の非常配備態勢職員で、実災害に即した部本部の立ち上げ及び運用を行う。</p> <p>ウ 災害想定に基づき災害情報システムを用いた図上訓練</p> <p>(2) 実動訓練 協定締結機関と連携した訓練（一部抜粋）</p> <p>ア 災害備蓄倉庫、地域内輸送拠点、避難所（第一次、第二次（福祉避難所））を結ぶ物資輸送訓練</p> <p>イ 区内応急給水槽、応急給水栓の開設、運営訓練</p> <p>ウ 避難所開設訓練（第一次、第二次（福祉避難所））</p> <p>エ 要配慮者の移送訓練</p> <p>オ 学校施設の被害調査、応急危険度判定訓練</p> <p>5 訓練の時系列 別紙1のとおり</p> <p>6 主な訓練会場 別紙2のとおり</p> <p>7 今後の方針 各関係機関との連携、調整を図り訓練当日までの準備を行っていく。</p>
--	--



令和6年度足立区総合防災訓練 主な会場図 (R6.10.31時点)



災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年12月17日

件名	令和6年度足立区防災会議の開催について																								
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、防災対策担当課																								
内容	<p>令和6年度足立区防災会議の開催について、次のとおり報告する。</p> <p>1 目的 「地区防災計画」(案)の承認や「足立区地域防災計画」の修正方針を報告するため、足立区防災会議条例に基づき、防災会議を開催する。</p> <p>2 日時 令和7年2月4日(火) 午前10時00分から午前11時30分(予定)</p> <p>3 会場 足立区役所8階特別会議室</p> <p>4 対象者 ※ 12月1日現在 (1) 足立区防災会議委員 65名 (2) 足立区防災会議専門委員 1名 ※ 中林一樹 東京都立大学・首都大学東京名誉教授</p> <p>5 スケジュール(予定) (1) 開会 (2) 議題 ア 「地区防災計画」(案)の承認について ① 令和5年度地区防災計画新規策定地区：12地区</p> <table border="1" data-bbox="424 1581 1477 2051"> <tr> <td>1</td> <td>千住二丁目町会</td> <td>7</td> <td>梅田東町自治会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>千住三丁目町会</td> <td>8</td> <td>東京都住宅供給公社興野町住宅自治会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>千住五丁目町会</td> <td>9</td> <td>都営西新井本町四丁目アパート自治会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>千住旭町会</td> <td>10</td> <td>下沼田町会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>千住旭町自治会</td> <td>11</td> <td>江北二丁目住宅自治会</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>千住河原町自治会</td> <td>12</td> <td>花畑団地自治会(花畑ささえあいプロジェクト)</td> </tr> </table>	1	千住二丁目町会	7	梅田東町自治会	2	千住三丁目町会	8	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	3	千住五丁目町会	9	都営西新井本町四丁目アパート自治会	4	千住旭町会	10	下沼田町会	5	千住旭町自治会	11	江北二丁目住宅自治会	6	千住河原町自治会	12	花畑団地自治会(花畑ささえあいプロジェクト)
1	千住二丁目町会	7	梅田東町自治会																						
2	千住三丁目町会	8	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会																						
3	千住五丁目町会	9	都営西新井本町四丁目アパート自治会																						
4	千住旭町会	10	下沼田町会																						
5	千住旭町自治会	11	江北二丁目住宅自治会																						
6	千住河原町自治会	12	花畑団地自治会(花畑ささえあいプロジェクト)																						

② 令和5年度地区防災計画修正地区：11地区

1	関原三丁目町会	7	本木南町会
2	関原三丁目東町会	8	本木西町会
3	千住四丁目町会	9	梅田本町自治会
4	日ノ出町自治会	10	梅田神明町自治会
5	日ノ出町団地自治会	11	西新井本町一丁目町会
6	本木東町会		

(3) 基調講演 「テーマ：能登の災害から見えた課題」

ア 講演

足立区防災会議専門委員 中林一樹教授

※ 東京都立大学・首都大学東京名誉教授

イ 質疑応答

(4) 報告

- ① 被災地の現地視察報告について
- ② 「足立区地域防災計画」修正方針について
- ③ 足立区災害対策条例の改正について
- ④ 質疑応答

(5) 閉会

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年12月17日

件名	女性あだち防災リーダー意見交換会の実施報告について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課
内容	<p>女性あだち防災リーダーを対象とした意見交換会を実施したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 詳細</p> <p>(1) 日時 令和6年11月30日(土) 午後2時00分から午後3時30分</p> <p>(2) 場所 足立区役所南館12階 1201会議室</p> <p>(3) 出席者 ア 女性あだち防災リーダー(9名) イ 区長、副区長、危機管理部長、災害対策課長、災害対策課職員</p> <p>(4) 内容 避難所での生活における、以下の3つの視点について意見交換を行った。 ア 女性視点での配慮点 イ 備蓄 ウ トイレ</p> <p>2 意見交換会の様子</p>  <p>3 主な意見</p> <p>(1) 女性視点での配慮点 ア 不安などを話せるカウンセリングルーム イ 個室への配慮 ウ 炊き出しや掃除は女性の役割といった性的役割分業意識への改革</p>

(2) 備蓄

ア 使用済み生理用品などを入れる袋（中身の見えない袋）

イ 生理用品、尿漏れパッド

ウ ゴム手袋の備蓄（トイレの清掃）

(3) トイレ

ア 便座を綺麗にしておくなどの衛生面への配慮

イ 清潔を保つために清掃当番の役決め

ウ 安全性を保つために電気の確保

4 課題及び今後について

(1) 意見交換会にて意見のあった女性視点での必要な備蓄品について、備蓄スペースが限られている中で優先順位の整理を行い、導入への検討をしていく。

(2) 災害時におけるトイレについて、安全性の確保や衛生面への配慮などの課題が浮き彫りとなったため、令和7年度から新設される専任係長主導のもと、実効性のあるトイレ計画の完成に向けて着手していく。

(3) 次回の開催については、対象者が関心のあるテーマやアンケートにて聴取し、それをもとに内容及び開催時期を決定する。